

# 国民年金コナナ

## 国民年金には障がいへの保障があります

### 障害基礎年金とは

国民年金に加入している間に初診日がある病気・けがで、一級または二級の障がいの状態になったときに支給されるものが障害基礎年金です。

60歳以上65歳未満で、国内に住んでいる間に初診日があれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられます。

※二級は、一級より軽い程度の障がいとなっています。

※障がいの程度は病名ではなく「障害等級表」によって決まります。

### 障害基礎年金の額は

障害基礎年金の額は、一級が990,100円(平成21年度価格・年額・以下同じ)、二級が792,100円です。

障害基礎年金を受ける方にお子さんがいるときは「子の加算額」があります。

2人目まで各227,900円、3人目以降は各75,900円です。

※子の加算額の要件

▽生計が同じである

▽18歳の年度末(高校在学年

### 保険料を免除された期間

②の「保険料を免除された期間」は次のいずれかの期間です。

▽全額免除

▽4分の1免除、半額免除、4分の3免除

▽若年者納付猶予制度

▽学生納付特例

▽4分の1免除、半額免除または4分の3免除された期間で、残りの保険料を納めなかった期間は「保険料未納期間」となります。

※4分の1免除、半額免除または4分の3免除された期間で、残りの保険料を納めなかった期間は「保険料未納期間」となります。

### 特例要件

「3分の2要件」を満たせなくても、「特例要件」によって、平成28年3月までに65歳未満で初診日がある場合、初診日のある月の前々月までの1年間が保険料を納めた期間または保険料を免除された期間であればよいことになっています。

### ご注意ください

「3分の2要件」「特例要件」のどちらの場合も、初診日の前日に要件を満たしている必要があります。

初診日の後に保険料を納めても、資格要件を満たすことはできません。

くれぐれもご注意ください。

### 裁定請求の手続

障害基礎年金を受けるためには、裁定請求の手続が必要です。手続は市町村役場で行います。医師に記載してもらう「診断書」もありますので、窓口でご相談ください。

障害基礎年金を支給するか否かの審査は、社会保険事務所で行います。

※厚生年金に加入中に、初診日のある病気・けがで障がいになったときは、障害基礎年金とは別に「障害厚生年金」が支給されます。

※その場合の請求先は、現在または最後に勤めていた事業所を管轄する社会保険事務所になります。

### ◆問い合わせ

郡山社会保険事務所

☎024-932-3480

町民生活課

☎72-6933

